地子肝煎方より爲,相渡,可,申、爲,其如,此候。以上。衞門罷出、相見を以請取申候。替步之儀跡々通銀詰を以、右は小立野惣與力屋敷爲,御用、十村喜兵衞幷に村肝煎七右

寬文八年四月十四日

御普請會所

五十嵐篤好の郷庄考に、 べりと。 町奥村氏の第地邊より山崎氏の第地までの間を山崎領と呼 先頃田井村次郎吉方より御斷申上に付、自今以後觸等之儀 舞村・上野村・山崎領云々。百姓と相對を以請地仕有」之者共 又金澤町會所留記に載せたる貞享四年四月廿四日町奉行よ 見れば、與力町の地内へかけ山崎領なりし事知られけり。 美啓日く、 て、追々地子地・相對請地となして、家屋を建てたり。柴野 御觸等之儀、百姓共より申渡候はど、諸事手間に相成候由、 六日池大納言沙汰文に、矢野領伊豫・安富領筑前・麻生大和 田領河內。 郡奉行への書簡に、金澤町より相續候百姓地、石川郡笠 拙者共 才許に 被。仰渡、依。之地子 肝煎共申付。 とあり 平次按するに、前顯寬文八年普請會所の書面にて 山崎領はいにしへ山崎村の村地にて、今も石引 とあり。矢野は和名鈔に出でたる郷名なり。 領といふ事は、 東鑑壽永三年四月

> 村定といふ事は止みたりけり。 と可用相調」旨達せられ、是より後は某村領とのみ稱し、 卿の時、貞享二年正月村々定といふ事、自今以後は何村領 とも見た、 て呼びたるものと聞ゆ。吾が國初以來、某村領とも某村定 山崎領 などの領と 呼べるは、其の村の いふ事は、 領ともいへることの語なり。といへり。今按するに、 0 領したるよりして、 定は定まれる地内のよしなるべし。然るに綱紀 もと領知するより起りたる名目なるべけれど、 何の領とい へるなり。郷庄に並べて 地内といふ事を以 領と

金澤古蹟志卷十

城東小立野臺中

O廣 坂

> 許されたり。 いの坂路より乗六園の地内を通行して、尻谷坂へ出る往來 此の坂路より乗六園の地内を通行して、現六園園内へ が、文政三年竹澤殿建築に付き、同年八月十八 がの坂路より乗六園の地内を通行して、尻谷坂へ出る往來

O廣坂奇事

年の大火以後、今云ふ廣坂通の地邊は、一時諸士の邸宅を年の大火以後、今云ふ廣坂通の地邊は、一時諸士の邸宅を上続近の事といへども、怪異なる故に今爰に載す。學隆は、如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九中大火以後、今云ふ廣坂通の地邊は、一時諸士の邸宅を年の大火以後、今云ふ廣坂通の地邊は、一時諸士の邸宅を存った。